

## 令和4年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年4月22日（金） 午前9時から午前10時31分

2 場 所：リナシティかのや2階情報研修室

### 3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
欠	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	欠	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	欠	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	欠	本田 淳子		

### 推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	立元 和揮
欠	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	欠	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	楠園 隆幸		

### 4 部外者出席

農 政 課	農業振興係	主事 前田 裕孝
	担い手育成係	主査 宮城 友美
		主事 牧野 亮
農地整備課	畑かん整備係	係長 前田 悦郎
		主査 井之脇 道治
	地籍調査推進室	室長 船間 博和
		次長 藺牟田 博文

5 事務局職員	局 長	西迫 博
	次長兼農地係長	税所 篤行
	主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
	主 査	関口 実

主 査	池畑 信幸
主 査	下仮屋 重博
主 査	函師 竜太 (輝北総合支所産業建設課)
主 査	鳥巢 良和 (串良総合支所産業建設課)
主 査	下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)

## 6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
  - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
  - ・農地転用の事業計画変更について
  - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
  - ・非農地証明について
  - ・農地移動適正化あっせん申出について
  - ・地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について
  - ・肝属中部畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会委員の推薦について
- [報告]
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]
- ・農業委員会を取り巻く情勢と対応方向について

## 7 議事経過 別紙のとおり

## 8 署名委員 上野 輝男 委員 ・ 新原 晃徳 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年4月22日（金） 開会 午前9時 閉会 午前10時31分

リナシティかのや2階情報研修室

（開会）

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議案書の訂正があります。新たに10号議案が発生しましたので、議案書の表紙をお手元に配付しておりますので、差し替えをおねがいします。

それでは議長、お願いします。

議長 おはようございます。本日は、会長が欠席ですので、副会長である私の方で会議を進めさせていただきます。

ただいまから、令和4年度第1回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、木場会長、泊委員、寺下委員、本田委員の4名です。

出席委員数は、17名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、入佐委員、徳田委員、永山委員の3名です。

鹿屋市農業委員会規則第34条第2項の規定により、会長が欠席の場合は、議長は副会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元副会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号19番の上野委員と、1番の新原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。これより議事に入ります。

1頁、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 それでは、議案の方に入りたいと思います。

議案第1号につきましては、1頁から106頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和4年4月25日です。合計面積は、37万3千566㎡、うち更新分15万4千838㎡、内訳、田17万5千847㎡、畑19万7千719㎡です。利用権を設定する者148人、設定を受ける者71人です。始期は、いずれも令和4年5月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、7年、10年です。

次の3頁から76頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から4頁の3番までは、設定期間が1年です。1番は、使用貸借権で新規設定。2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の4番から5頁の5番までは、設定期間が2年です。4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で再設定。

次の6番から13頁の22番までは、設定期間が3年です。6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番は、賃借権で新規設定。12番は、使用賃借権で新規設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番、20番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、次の23番から27頁の49番までは、設定期間が5年です。23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、25番、26番は、使用賃借権で新規設定。

次に、16頁、27番、28番は、使用賃借権で新規設定。

次に、17頁、29番は、使用賃借権で新規設定。30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番、32番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番は、使用賃借権で新規設定。34番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、35番、36番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、37番は、賃借権で新規設定。38番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、39番、40番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、41番、42番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、43番、44番は、賃借権で再設定。

次に、25頁、45番は、賃借権で再設定。46番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、26頁、47番、48番は、同じく農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、27頁、49番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の50番から39頁の73番までは、設定期間が6年です。50番は、賃借権で新規設定。

次に、28頁、51番、52番は、賃借権で新規設定。

次に、29頁、53番、54番は、賃借権で新規設定。

次に、30頁、55番、56番は、賃借権で新規設定。

次に、31 頁、57 番、58 番は、賃借権で新規設定。

次に、32 頁、59 番、60 番は、賃借権で新規設定。

次に、33 頁、61 番、62 番は、賃借権で再設定。

次に、34 頁、63 番は、使用賃借権で再設定。64 番は、賃借権で再設定。

次に、35 頁、65 番、66 番は、賃借権で再設定。

次に、36 頁、67 番は、使用賃借権で再設定。68 番は、賃借権で再設定。

次に、37 頁、69 番は、賃借権で再設定。

次に、38 頁、70 番、71 番は、賃借権で再設定。

次に、39 頁、72 番は、賃借権で再設定。73 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、40 頁、次の 74 番、75 番は、設定期間が 7 年です。74 番、75 番は、賃借権で再設定。

次に、41 頁、次の 76 番から 76 頁の 143 番までは、設定期間が 10 年です。76 番、77 番は、賃借権で新規設定。

次に、42 頁、78 番、79 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、43 頁、80 番、81 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、44 頁、82 番、83 番は、賃借権で新規設定。

次に、45 頁、84 番、85 番は、賃借権で新規設定。

次に、46 頁、86 番、87 番は、賃借権で新規設定。

次に、47 頁、88 番、89 番は、賃借権で新規設定。

次に、48 頁、90 番は、賃借権で新規設定。

次に、49 頁、91 番は、使用賃借権で新規設定。92 番は、賃借権で新規設定。

次に、50 頁、93 番、94 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、95 番、96 番は、賃借権で新規設定。

次に、52 頁、97 番は、賃借権で新規設定。98 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、53 頁、99 番は、使用賃借権で新規設定。100 番は、賃借権で新規設定。

次に、54 頁、101 番、102 番は、賃借権で新規設定。

次に、55 頁、103 番、104 番は、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、105 番、106 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、107 番は、使用賃借権で新規設定。108 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、109 番、110 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、59 頁、111 番、112 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、60 頁、113 番は、使用賃借権で新規設定。114 番は、賃借権で新規設定。

次に、61 頁、115 番、116 番は、賃借権で新規設定。

次に、62 頁、117 番、118 番は、賃借権で新規設定。

次に、63 頁、119 番は、賃借権で新規設定。

次に、64 頁、120 番、121 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、65 頁、122 番、123 番は、賃借権で新規設定。

次に、66 頁、124 番は、賃借権で再設定。125 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、67 頁、126 番、127 番は、賃借権で再設定。

次に、68 頁、128 番、129 番は、賃借権で再設定。

次に、69 頁、130 番、131 番は、使用賃借権で再設定。

次に、70 頁、132 番、133 番は、使用賃借権で再設定。

次に、71 頁、134 番、135 番は、使用賃借権で再設定。

次に、72 頁、136 番は、使用賃借権で再設定。

次に、73 頁、137 番、138 番は、賃借権で再設定。

次に、74 頁、139 番、140 番は、賃借権で再設定。

次に、75 頁、141 番は、賃借権で再設定。142 番は、使用賃借権で再設定。

次に、76 頁、143 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 76 頁までの 143 件の利用権設定ですが、4 頁 1 年もの 3 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 4 頁の 3 番は、借人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 高田委員に係る 1 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定いたしました。

次に、25 頁 5 年もの 46 番から 27 頁 49 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 25 頁の 46 番、26 頁の 47 番、48 番、27 頁の 49 番は、借人中牧委員が賃借権及び使用賃借権の再設定及び新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 中牧委員に係る 5 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定いたしました。

次に、39 頁 6 年もの 73 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 39 頁の 73 番は、借人有村委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 有村委員に係る 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定いたしました。

次に、76 頁 10 年もの 143 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員、上穂木委員に退席をいただき審議します。

(高田委員、上穂木委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 76 頁の 143 番は、貸人上穂木委員と借人高田委員との間で賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 高田委員、上穂木委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員、上穂木委員：着席)

高田委員、上穂木委員に係る案件は、申請どおり許可と決定いたしました。

次に残りの 136 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、77 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転について、77 頁から 82 頁です。77 頁で説明します。公告年月日は令和 4 年 4 月 25 日、合計面積は、3 万 1 千 805 m<sup>2</sup>で、うち畑 2 万 7 千 840 m<sup>2</sup>、樹園地 3 千 965 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者 9 人、所有権の移転を受ける者 9 人です。78 頁をご覧ください。1 番から 82 頁の 9 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの 9 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、83 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定については、83 頁から 106 頁です。83 頁で説明します。公告年月日は、令和 4 年 4 月 25 日です。合計面積は、12 万 4 千 818 m<sup>2</sup>で、うち、田 2 万 7 千 616 m<sup>2</sup>、畑 9 万 7 千 202 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者 42 人、利用権の設定を受ける者 27 人で、全て新規設定です。始期は、令和 4 年 5 月 1 日で、期間は 3 年、5 年、10 年です。

84 頁をご覧ください。公社から借人への転貸設定です。1 番から 2 番までは、設定期間が 3 年です。1 番は、使用賃借権。2 番は、賃借権。

次に、85 頁、次の 3 番から 87 頁の 7 番までは、設定期間が 5 年です。3 番、4 番は、使用賃借権。

次に、86 頁、5 番、6 番は、賃借権。

次に、87 頁、7 番は、賃借権。

次の 8 番から 106 頁の 45 番までは、設定期間が 10 年です。8 番は、賃借権。

次に、88 頁、9 番、10 番は、賃借権。

次に、89 頁、11 番、12 番は、賃借権。

次に、90 頁、13 番、14 番は、賃借権。

次に、91 頁、15 番、16 番は、賃借権。

次に、92 頁、17 番、18 番は、賃借権。

次に、93 頁、19 番、20 番は、賃借権。

次に、94 頁、21 番は、使用賃借権。22 番は、賃借権。

次に、95 頁、23 番は、使用賃借権。24 番は、賃借権。

次に、96 頁、25 番、26 番は、貸借権。

次に、97 頁、27 番、28 番は、賃借権。

次に、98 頁、29 番、30 番は、賃借権。

次に、99 頁、31 番、32 番は、賃借権。

次に、100 頁、33 番は、貸借権。34 番は、使用賃借権。

次に、101 頁、35 番は、使用賃借権。36 番は、賃借権。

次に、102 頁、37 番、38 番は、賃借権。

次に、103 頁、39 番は、賃借権。40 番は、使用賃借権。

次に、104 頁、41 番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、105 頁、42 番、43 番は、賃借権。

次に、106 頁、44 番、45 番は、賃借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、84 頁から 106 頁までの 45 件の中間管理権設定ですが、私の案件がありますので、年長委員であります、畠井委員と交代いたします。

畠 井 次に、104 頁 10 年もの 41 番が、議事参与の制限にあたりますので福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 104 頁の 41 番は、借人福元副会長の経営する法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

畠 井 福元副会長に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定いたしました。

これで、私の務めは終わりましたので副会長と交代いたします。

議 長 次に残りの 44 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、107 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 2 号については、107 頁から 114 頁です。今回は、所有権移転 25 件、使用賃借権 2 件、地上権 5 件です。

初めに、107 頁です。1 番は、田 1 千 723 m<sup>2</sup>の売買です。2 番は、畑 532 m<sup>2</sup>の売買です。3 番は、畑 274 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、田 1 千 451 m<sup>2</sup>の売買です。5 番は、田 1 千 843 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、108 頁、6 番は、畑 744 m<sup>2</sup>の売買です。7 番は、田 708 m<sup>2</sup>の売買です。8 番は、畑 3 千 934 m<sup>2</sup>の売買です。9 番は、畑 8 千 128 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、109 頁、10 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。11 番は、畑 1 千 908 m<sup>2</sup>の売買です。12 番は、畑 1 万 1 千 774 m<sup>2</sup>の売買です。13 番は、畑 638 m<sup>2</sup>の設定期間 20 年の使用賃借です。

次に、110 頁、14 番は、畑 1 万 287 m<sup>2</sup>の売買です。15 番は、畑 2 千 135 m<sup>2</sup>の売買です。16 番は、田 993 m<sup>2</sup>の売買です。17 番は、田 1 千 459 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、111 頁、18 番は、畑 5 千 15 m<sup>2</sup>の売買です。19 番は、畑 1 千 228 m<sup>2</sup>の売買です。20 番は、畑 754 m<sup>2</sup>の売買です。21 番は、畑 948 m<sup>2</sup>の売買です。22 番から次の 112 頁の 26 番までは、全て地上権設定で 5 条申請と関連です。22 番と 112 頁の 24 番までは設定期間が 10 年で、112 頁 25 番、26 番は設定期間が 3 年です。112 頁の 27 番から 114 頁の 32 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、109 頁 10 番が議事参与の制限にあたりますが、寺下委員が欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 109 頁の 10 番は、譲受人寺下委員が所有権移転の贈与を受けるもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。

議 長 寺下委員に係る 109 頁 10 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、引き続き調査がなされていますので、112 頁 27 番から 114 頁 32 番までを村山委員に、報告をお願いします。

村 山 議席番号 17 番の村山です。去る 4 月 14 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、112 頁の 27 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の社会福祉法人で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には野菜を作付けし、園児とともに栽培・収穫を行い、食育を行うとのことでした。

次に、113 頁の 28 番ですが、市外取得・下限面積の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、実家を拠点として農作業を行うとのことでした。取得する農地には米を作付けするとのことでした。

次に、29 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地は空き家バンクに附属する農地であることから下限面積は 1 m<sup>2</sup>です。今後は、取得する農地に甘藷を作付けするとのことでした。

次に、30 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には米を作付けするとのことでした。

次に、31 番ですが 114 頁の 32 番も、関連がありますので併せて報告します。農業開始の調査です。申請者は市内の方で農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、使用貸借権設定及び取得する農地には米や甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました 31 件につきまして、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、115 頁、議案第 3 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 3 号につきましては、115 頁の 1 件です。1 番について、当初は、申請地に当初計画者の居住用の一般住宅を整備する計画でしたが、同居予定の親族が仕事の都合により鹿屋市へ戻ってこられなくなったため、別の場所に居を構えることとなり、これにあわせて事業継承者より土地売買の打診を受けたため、事業を承継して一般住宅を整備するものです。5 条申請の 5 番と関連です。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しました、事業計画変更 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、116 頁、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 4 号につきましては、116 頁です。今回は、1 件で、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、116 頁 1 番を郷原委員に報告をお願いします。

郷 原 　　議席番号 14 番の郷原です。去る 4 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。116 頁の 1 番ですが、申請地は立元公民

館の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び物置を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、117頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第5号につきましては、117頁から122頁です。

117頁をご覧ください。1番は、共同住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、一般住宅、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

4番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

次に、118頁、5番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の4です。先ほどの、115頁の1番に関する事業計画変更と関連となります。

6番は、一般住宅、ガレージを整備するもので、農地区分は1の3です。

7番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

8番は、一般住宅、車庫を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に、119頁、次の9番から122頁の23番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、119頁、9番と10番を郷原委員に、11番から120頁13番までを中牧委員に、14番から15番と122頁23番を田中委員に、120頁16番から121頁18番までを矢野委員に、121頁19番を松元委員に、20番を倉田委員に、122頁21番から22番を田村委員に報告をお願いします。

郷原 議席番号14番の郷原です。去る4月13日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、119頁の9番ですが、申請地は横山町集落センターの南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当

すると判断しました。

次に 10 番ですが、申請地は横山町集落センターの北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であり、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、9 番から 10 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

中 牧 推進委員の中牧です。去る 4 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、119 頁の 11 番ですが、申請地は野里小学校の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 12 番ですが、申請地は花岡学園の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 120 頁の 13 番ですが、申請地は田崎簡易郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であり、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、11 番から 13 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 中 議席番号 9 番の田中です。去る 4 月 14 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、120 頁の 14 番ですが、申請地は県民健康プラザの北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から 500 m以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、

申請地に建売住宅1棟を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に15番ですが、申請地は畜産環境センターの南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されており、農業振興地域整備計画の区域内に位置するため、農用地区域内農地と判断されます。申請者は市内で農業を営む法人で、申請地に農業用資材置場及び駐車場を整備する計画です。転用する施設が農業用施設であることから、農用地区域内農地の許可要件である「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断しました。なお、既に農業用資材置場及び駐車場として利用していることから、始末書を添付しての申請です。

次に122頁の23番について、記載の委員4名と事務局で農地法第5条申請の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。申請地は、鹿屋申良ジャンクションの北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されており、農業振興地域整備計画の区域内にあることから、農用地区域内農地です。転用事業者は、農作物の栽培を継続しながら、農地に支柱を立てて、上空に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電設備を整備する計画です。転用面積は、支柱部分と電柱の合計面積になります。申請地では、茶の栽培を行うものです。転用の期間は認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、茶は遮光率が40%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置計画や、既に完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3.2m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。

以上、14番から15番及び23番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用並びに営農型太陽光発電設備の設置による一時転用は支障がないと判断しました。以上です。

矢野 推進委員の矢野です。去る4月14日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、120頁の16番ですが、申請地は申良商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、自宅に隣接する申請地でブリーダーを行うためのドッグランを

整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に121頁の17番ですが、申請地は大隅肝属地区消防組合東部消防署の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に農産物直売所を整備する計画です。利用目的から農業用施設であると判断されるため、第1種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。

次に18番ですが、申請地は川東多目的運動広場の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、16番から18番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

松 元 推進委員の松元です。去る4月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

121頁の19番ですが、申請地は、串良平和公園の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されており、農業振興地域整備計画の区域内にあることから、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの田中委員の報告と同様で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、申請地では、営農者が農地法第3条の貸借権を設定してサカキを栽培する計画です。転用の期間は3年間となります。調査については、営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほどの報告内容と同様であり、要件を満たしているものと判断しました。周辺農地への日照の影響については、近隣の農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。なお、雨水排水の処理については、自然流下となっておりますが、流出のおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、営農型太陽光発電設備の設置による一時転用について、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

倉 田 議席番号6番の倉田です。去る4月13日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

121頁の20番ですが、申請地は、九州電力大隅変電所の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、農業振興地域整備計画の区域内にあることから、農用地区域内農

地です。転用事業者は先ほどの報告と同様で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、申請地では、営農者が農地法第3条の使用貸借権を設定してサカキを栽培する計画です。転用の期間は3年間となります。調査についても、営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほどの報告内容と同様であり、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、営農型太陽光発電設備の設置による一時転用について、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

田 村 議席番号10番の田村です。去る4月14日、記載の委員4名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

122頁の21番と22番は関連がありますので、併せて報告いたします。申請地は、東原インターチェンジの南東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されており、農業振興地域整備計画の区域内にあることから、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同様で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査についても、営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほどの報告にあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、21番から22番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請23件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、123頁、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第6号につきましては、123頁から128頁です。123頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は5件で、全て畑となっております対象面積の計は7千59㎡となっております。次の124頁から128頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっておりますので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、123頁、1番から3番までを堀之内委員に、4番と5番を細川委員に、報告をお願いします。

堀之内 議席番号 15 番の堀之内です。去る 4 月 13 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

123 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 124 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地に一般住宅・カーポートを建設する計画です。申請地は下名小学校の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 125 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に建売住宅 5 棟を建築する計画です。申請地はかのや東病院の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 126 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅・駐車場を建設する計画です。申請地は笠之原インターチェンジの東に位置し、周辺は市街地化の傾向が著しい区域内にある、第 3 種農地です。申請地は笠之原インターチェンジから 300m 以内に位置することから、許可基準の 300m 以内農地に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

細川 推進委員の細川です。去る 4 月 13 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

123 頁をご覧ください。まず 4 番ですが、周辺図等は 127 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に特別高圧送電線の鉄塔を建設する計画です。申請地は平和公園の北東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。電気事業者による事業のため転用の許可は不要であると判断しました。

次に 5 番ですが、周辺図等は 128 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に工場・作業場を整備する計画です。申請地は鹿屋養護学校の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

議長 ただいま、説明、報告があった 5 件につきましては、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、129 頁、議案第 7 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 7 号につきましては、129 頁から 131 頁までです。今回は 10 件です。

129 頁の 1 番は、平成 10 年頃から山林としていたもので、令和 3 年度第 9 回総会で審議済となっております。

次に、2 番は、昭和 54 年頃から宅地として、利用していたもので、令和 3 年度第 8 回総会で審議済となっております。

次の 3 番から 131 頁の 10 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、129 頁 3 番から 131 頁 10 番までの 8 件を松元委員に、報告をお願いします。

松 元 推進委員の松元です。去る 4 月 14 日、記載の委員 2 名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、129 頁の 3 番ですが、申請地は、鹿屋医療センターの北に位置し、平成 8 年及び平成 9 年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 4 番ですが、申請地は、旭原町公民館の北に位置し、平成 8 年 12 月 20 日頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 130 頁の 5 番ですが、申請地は、徳田脳神経外科病院の西に位置し、平成 5 年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 6 番ですが、申請地は、霧島ヶ丘公園の東と高須郵便局の北に位置し、それぞれ昭和年代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 7 番ですが、申請地は、霧島ヶ丘公園の南西に位置し、平成 8 年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しま

した。

次に8番ですが、申請地は、霧島ヶ丘公園の南西に位置し、平成元年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に131頁の9番ですが、申請地は、天神簡易郵便局の西に位置し、昭和58年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に10番ですが、申請地は、串良総合支所の南に位置し、平成5年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建造物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました10件については、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、132頁、議案第8号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第8号につきましては、132頁、133頁です。今回新たに、譲渡希望が132頁、1番から3番まで、次に、賃貸借希望が133頁1番から11番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

132頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を郷原委員と細川委員に、2番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、3番を私福元と入佐委員に、お願いします。

133頁、賃貸借希望の1番を私福元と入佐委員に、2番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、3番を私福元と入佐委員に、4番を倉田委員と高田委員に、5番を私福元と入佐委員に、6番を村山委員と本村委員に、7番の吾平町麓を堀之内委員と矢野委員に7番の飯隈町を榎原委員と森園委員に8番を大園委員と永山委員に、9番を本田委員と楠園委員に、10番を榎原委員と森園委員に11番を中塩屋委員と垣内委員にお願いします。

次に、134 頁、議案第 9 号「地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 9 号につきましては、134 頁です。

提案理由としましては、令和 4 年 3 月 8 日付けで鹿屋市長から依頼がありました国土調査法に基づく地籍調査事業に伴う地籍調査推進員について、農業委員会から推薦を行うものです。推薦に当たっては、調査地区が下高隈町の一部 0.56 km<sup>2</sup>、獅子目町の一部 0.42 km<sup>2</sup>、大始良町の一部 3.10 km<sup>2</sup>、吾平町麓の一部 1.02 km<sup>2</sup>、吾平町上名の一部 0.45 km<sup>2</sup>、同じく吾平町上名の一部 0.45 km<sup>2</sup>となっており、それぞれの地区に精通している委員で、各地区から 1 名、計 5 名の依頼があったものです。

任期は、令和 4 年 6 月上旬から令和 5 年 3 月 31 日までとなっています。推薦する委員については、下高隈町の一部は園田委員に、獅子目町の一部は榎原委員に、大始良町の一部は藏ヶ崎委員、吾平町麓・吾平町上名の一部は堀之内委員、吾平町上名の一部は大園委員にお願いしたいと考えております。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、地籍調査推進員として、鹿屋地区下高隈町の一部は、園田委員、鹿屋地区獅子目町の一部は、榎原委員、鹿屋地区大始良町の一部は、藏ヶ崎委員、吾平地区吾平町麓・上名の一部は、堀之内委員、吾平地区吾平町上名の一部は、大園委員を推薦いたします。

次に議案第 10 号「令和 4 年度肝属中部畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会委員の推薦について」を議題とします。

局長 議案第 10 号の議案書は、議案配付のときに封筒に入れておりました。

議長 資料については、別紙のとおり、お手元にお配りしていますのでご覧ください。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 10 号については、別紙をご覧ください。

1 の提案理由としましては、令和 4 年 4 月 15 日付けで肝属中部地区畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会会長から依頼がありました任期満了に伴う推進協議会の委員について、推薦を行うものです。推薦に当たっては、受益地内の町内会に居住する農業委員であり、旧鹿屋市内の対象地区から 1 名、旧吾平町内の対象地区から 1 名の依頼があったものです。任期は、令和 4 年 5 月 10 日から令和 6 年 5 月 9 日までの 2 年間となっています。このようなことから、2 の推薦する委員については、鹿屋地区から藏ヶ崎委員、吾平地区から堀之内委員にお願いしたいと考えております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、肝属中部畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会委員として、鹿屋地区は藏ヶ崎委員、吾平地区は堀之内委員を推薦いたします。

次に、135 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 再度本資料をご覧ください。合意解約について、135 頁から 157 頁です。今回は 45 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、135 頁から 157 頁まで 45 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 1 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入りますが、委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局からお願いします。

局 長 机の上にお配りしております農業委員会を取り巻く情勢と対応方向について、という資料があると思います。そちらの説明を行います。

農業委員会を取り巻く大きな動き

(1) 農林水産省ガイドライン

R 3. 6. 18 「規制改革実施計画」閣議決定

R 4. 2. 2 「農業委員会による最適化活動の推進等について」経営局長より通知

R 4. 2. 25 同上 農地政策課長通知があったそうです。

(2) 人・農地関連施策の見直し（人・農地プランの法定化）

R 3. 5. 25 「人・農地など関連施策の見直しについて取りまとめ」公表

R 4. 2. 25 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」の骨格案を自民党農林部会で了承

R 4. 3. 8 同上閣議決定

本国会での法案成立、令和 5 年 4 月施行を目指しているそうです。

農林水産省がガイドラインを作成し概要として「最適化活動の目標設定、活動記録、点検・評価、公表・報告等」と「農業委員と推進委員の役割分担、中立委員の選考等」が規定され、目標を定めなければならないところです。

また、活動記録簿の変更もあり、農業委員と推進委員の役割分担等については他の市町と同様に鹿屋市も二人三脚で活動することとなっているので変更はいたしません、

①農地の集積目標については、令和 3 年 9 月に農地等の利用の最適化の推進に関する指針

をお示しし県の目標である集積率が90%であったことから、本市農業委員会も同じく90%に合わせたところであります。現在鹿屋市の集積率が41.4%であり青文字のB指針又は県目標の目標年度までの年度ごとの目標は、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に設定できるようになっておりますので集積率目標を下げたいと思っております。

次に、2頁の②遊休農地解消ですが、緑区分は、新規に発生した草刈とロータリーだけで解消できる農地のことで、令和4年度から8年度までの5年間で、毎年5分の1ずつ解消を目標に設定しなければなりません。

次に、③新規参入の促進ですが、国が示した新規参入者に対する貸付け等の同意取得農地面積を、平成28年度から30年度までの各年度の権利移動面積の平均1割以上になることを目標となっております。

次に、(2)①活動目標の強化月間として「利用意向調査」「話し合い活動」「戸別訪問(年金・新聞含む)」3月以上を目標となっております。②新規参入相談会への参加については、県、市町村等が実施する新規参入相談会に委員1名以上参加を目標となっておりますが、目標達成しなくても罰則やペナルティはありません。国は、委員の活動を年間180日(月15日)を言っていたが示されなかったところですが、上記課長通知の活動日数目標の配点が最適化交付金の活動払いに影響する可能性が大きいとのことでした。

以上のことから目標設定や活動目標の強化月間として5月の総会でお示しし、了承していただければ、農業会議へ提出したいと思っておりますが、目標設定があまりにも低ければ再度設定のやり直しとなることを申し添えておきます。なお、帰ってから再度資料のお目通しを願います。以上で説明を終わります。

お手元に事務局職員名簿が配付してありますので、参考にしていただければと思います。

それでは、5月の調査委員を申し上げます。5月12日、木曜日、4条・5条の調査が、本田委員、本村委員でございます。同じく5月12日、木曜日、農振調査が、中塩屋委員、楠園委員でございます。5月13日、金曜日、4条・5条の調査が、新原委員、立元委員でございます。同じく5月13日、金曜日、3条調査が、大園委員、入佐委員でございます。5月の総会は、5月23日、月曜日の9時から、今回はこちらでしましたが、市役所7階大会議室で実施いたします。

議長 他にないかないでしょうか。

大園 来月の調査は、都合が悪いと連絡してあったと思うのですが。

局長 5月13日の金曜日の3条調査、大園委員が都合が悪いということですが、どなたかしていただける方はいらっしゃらないですかね。それでは6月の方と交代ということで調整させていただきます。

議 長 他になにかないでしょうか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対して伺いたいことはありませんか。

無ければ、これを持ちまして令和4年度第1回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

( 閉 会 )